

# 高等教育の修学支援新制度及び貸与奨学金の学業要件について

!

## 給付奨学金が警告(支援は継続)となる要件

下記いずれかに該当する場合

- 出席率が8割以下  
⇒全15回の授業のうち欠席が3回以上
- 総修得単位数が標準単位数の7割以下

学年	総修得単位数
1回生	21単位以下(看護は22単位以下)
2回生	43単位以下(看護は44単位以下)
3回生	65単位以下(看護は67単位以下)

- GPA(当年度)が所属する学部の下位4分の1以下

!

## 給付奨学金が廃止(支援は打ち切り)となる要件

下記いずれかに該当する場合

- 修業年限内で卒業・修了できないことが確定
- 総修得単位数が標準単位数の6割以下

学年	総修得単位数
1回生	18単位以下(看護は19単位以下)
2回生	37単位以下(看護は38単位以下)
3回生	55単位以下(看護は57単位以下)

- 警告要件に2回連続で該当  
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止

!

## 給付奨学金が廃止(返還必要)となる要件

総修得単位数が標準単位数の1割以下であった場合は給付奨学金が廃止及び返還が必要になることもあり

学年	総修得単位数
1回生	3単位以下
2回生	6単位以下
3回生	9単位以下

!

1年間(当年度)の修得単位数が皆無または極めて少ない場合  
貸与奨学金は廃止となる

※極めて少ない場合=標準単位数の1割以下

当年度の標準単位数の  
1割以下

3単位以下